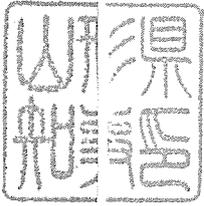


災害時における帰宅困難者支援に関する協定書



山 形 県

株式会社オートバックスセブン

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 山形県（以下「甲」という。）と株式会社オートバックスセブン（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）において、交通の途絶により帰宅が困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下併せて「乙の店舗」という。）が所在する山形県内の市町村が、乙と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 甲は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の徒歩帰宅者を支援するため、乙の店舗に対し、支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、乙の店舗に最大限の努力をもって協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約の制限から、乙の店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置の前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、支援ステーションとしての次の各号に掲げる協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等を提供すること
 - (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で入手した通行可能な道路に関する情報を提供すること
- 2 前項に規定する乙の店舗は、支援ステーションの設置に賛同し、前項各号の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲で帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙の店舗は、住民等に対する支援ステーションとしての取り組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化等を鑑みて、毎年2月1日までに、乙の店舗の次年度の必要数を乙に提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」の作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲及び乙は、平素から必要に応じて情報の交換を行うとともに、甲または山形県内の市町村が行う防災訓練に乙または乙の店舗が可能な範囲で参加するなど、この協定が円滑に運用されるよう相互に連携するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、定期的に相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲乙いずれからも意思表示がない場合は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年7月11日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子 印

乙 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 堀井勇吾 印